

# 令和6年から7年までの冬期の大雪対応産地緊急支援事業 実施要領の制定について

7 農 産 第 1226 号  
令和 7 年 6 月20 日  
農林水産省農産局長通知

この度、令和6年から7年までの冬期の大雪対応産地緊急支援事業について、別紙のとおり令和6年から7年までの冬期の大雪対応産地緊急支援事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切に御指導願いたい。

# 令和6年から7年までの冬期の大雪対応産地緊急支援事業実施要領

## 第1 趣旨

令和6年から7年までの冬期の大雪の影響により、果樹産地では回復困難な枝折れや幹折れ等の甚大な被害が生じており、農業経営及び果実の生産に大きな影響を及ぼしている。

このため、被災した産地の継続・再生を図るための支援を、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知。）別紙3のIの第1の1の（3）のエに基づく緊急対策として実施する。

## 第2 事業内容

各事業の内容、事業実施主体の取組に対する補助の対象となる経費等は、本要領に定めるもののほか、別記のとおりとする。

## 第3 事業実施期間

本事業の実施期間は令和7年6月20日から令和8年3月31日までとする。

## 第4 留意事項

### 1 農業共済・収入保険等の積極的活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業の受益者に対して、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済又は収入保険等への加入を促すものとする。

### 2 周辺環境への配慮及び適正な管理

本事業の取組に当たっては、適正な事業推進が図られるよう、地方公共団体は事業実施主体を適正に指導するとともに、事業実施主体は、作物残さを処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意するものとする。

## 附 則

この通知は、令和7年6月20日から施行し、令和7年1月8日以後に助成対象者が行う取組について適用する。

## 第1 事業の内容等

### 1 事業内容

令和6年から7年までの冬期の大雪による果樹被害への果樹産地再生支援対策(以下「本事業」という。)で支援する取組は、令和6年から7年までの冬期の大雪(以下「7年大雪」という。)の影響により甚大な被害を受けた果樹産地において、円滑な営農再開を図るために行う以下の取組とする。

#### (1) 改植及び未収益期間の管理

7年大雪により被災した園地において、支援対象者が行う改植(持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知。以下「実施要領」という。)別紙3のIの第1の1(3)のアの表の1(1)のうちの改植をいう。以下同じ。)及びそれに伴う未収益期間の管理の取組

#### (2) 改植までの病害まん延の防止に向けた取組(甚大な被害を受けた園地に限る)

##### ア 病害まん延防止

7年大雪に伴う被害による病害の発生・まん延を防止するために行う、罹病した枝の除去や処分、被災園地の周辺の園地も含めた地域ぐるみでの薬剤散布の取組

##### イ 樹体の伐採・抜根・撤去

7年大雪に伴う枝折れや幹折れ等の被害が生じた園地における樹体の伐採、抜根、撤去の取組

#### (3) 苗木の迅速かつ円滑な供給に向けた大苗育苗の取組

迅速かつ円滑な苗木供給のため、産地単位で苗木を育苗ほかにプールし、被災樹体を活用しながらの漸進更新(漸進更新とは、被災樹体を活用しながら、園地を更新する取組をいう。)や省力樹形等の改植に適した大苗を育苗する取組。

## 2 事業実施主体

公益財団法人中央果実協会

## 3 事業実施者

本事業の事業実施者は、原則として果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第4条の4第2号に規定する都道府県法人(当該都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県を管轄区域とする農業協同組合連合会、その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体。以下「都道府県法人等」という。)とする。

## 4 支援対象者

1の取組に係る支援対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 1の(1)から(3)までに係る支援対象者(1の(1)の未収益期間の管理に係るものを除く。)

ア 「果樹産地構造改革計画について」（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 生産第 8112 号農林水産省生産局長通知）に規定する産地協議会（以下「産地協議会」という。）が、同通知に基づき策定した産地計画において、担い手と定められた生産者（以下「担い手」という。）

イ 産地計画に参画しているア以外の生産者（実施要領別紙 3 の I の第 1 の 1（3）のアの表の 1 の（3）の放任園地発生防止対策（以下「放任園地発生防止対策」という。）の取組を除き、1 年以内に担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又はアの担い手との間で果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して 8 年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。）

ウ 地域計画のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた担い手等（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。）、市町村の基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者）

エ 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「中間管理事業法」という。）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいい、放任園地発生防止対策に係る取組を行う場合を除く。）

オ 生産出荷団体（1 の（2）及び（3）の取組に限る。）

カ 産地協議会（1 の（3）の取組に限る。）

キ 事業実施主体が特に必要と認める者

（2） 1 の（1）の未収益期間の管理に係る支援対象者

ア 1 の（1）の改植の取組を実施した生産者（イの生産者を除く。）

イ 1 の（1）の改植の取組を実施した園地の所有権又は賃借権等を 1 年以内を取得して営農活動を開始し、かつ営農開始時に担い手であることが確実と認められる生産者

ウ 農地中間管理機構が 1 の（1）の改植の取組を実施し、当該取組終了後 1 年を超えて保全管理（中間管理事業法第 2 条第 3 項第 4 号に規定する農用地等の管理又は「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について」（平成 12 年 9 月 1 日付け 12 構改 B 第 846 号農林水産事務次官通知）の「別添 2 特例事業規程例」第 18 条に規定する管理をいう。以下単に「保全管理」という。）をした園地の所有権又は賃借権等を取得して営農活動を開始し、かつ営農開始時に担い手であることが確実と認められる生産者

## 5 支援の要件等

（1） 1 の（2）の取組の対象は、原則として、7 年大雪により甚大な被害（おおむね 8 割程度の収穫減見込み）があると市町村等が認めた園地とする。

（2） 4 の（1）のア、イ及びウの支援対象者については、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、又は今後加入

する意向が確認されていること。

- (3) 1の(1)及び(2)の取組については、支援対象者が、令和6年から7年までの冬期の大雪による被害を受けたことを証明できる場合に行う取組に限るものとする。

## 6 補助率等

1の取組に係る補助率等は、別表のとおりとする。

## 第2 助成

### 1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、第1の1の取組については、産地協議会による事後確認により、事業の実施が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

### 2 助成対象外の経費

次の経費は、本事業の助成の対象としない。

- (1) 国の他の助成又は支援を受け、若しくは受ける予定となっている取組に係る経費  
(2) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費  
(3) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）

## 第3 事業実施手続

### 1 果樹産地再生支援対策事業実施計画

- (1) 第1の1の(1)、(2)及び(3)に係る支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた果樹産地再生支援対策事業実施計画（以下「実施計画」という。）を事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、第1の1の(1)に係る支援対象者は、実施要領別紙3のIの第1の1の(6)及び2の(6)の規定を準用するものとする。

- (2) 事業実施者は、(1)の承認をしようとするときは、都道府県知事及び事業実施主体に協議するものとする。  
(3) 実施計画を変更する場合は、(1)及び(2)の規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、支援対象者の変更、事業の取りやめ、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

## 2 補助金の交付

- (1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、事業実施者に対し補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 事業実施者は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。
- (3) 事業実施主体は、(2)により申請された場合には、実施要領別紙3 本体第2の5の(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、事業実施者は、実施要領別紙3 本体第2の4の(8)の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

## 3 実績の報告

- (1) 支援対象者は、本事業の実績について、1の実施計画の内容に準じて記載した実績報告を事業実施者に提出するものとする。
- (2) 事業実施者は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

## 4 推進指導体制

- (1) 全国段階  
国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県法人等その他の関係機関に指導を行うものとする。
- (2) 都道府県段階  
都道府県及び都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して、第1の4の支援対象者又は産地協議会その他の関係機関に指導を行うものとする。
- (3) 産地段階  
産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、第1の4の支援対象者に指導を行うものとする。

## 第4 関係様式

第1の1の(1)、(2)及び(3)に係る手続に必要な様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は事業実施者が、その業務方法書に定めるものとする。

また、第1の1の(1)に係る手続に必要な様式は、実施要領別紙3のIの第1の1の(10)に掲げるものを例として、事業実施主体又は事業実施者が、その業務方法書に定めるものとする。

| 様 式 名                                   | 様式番号  |
|---|-------|
| 果樹産地再生支援対策事業実施計画（兼実績報告）<br>（第1の1の（2）関係） | 別紙様式1 |
| 果樹産地再生支援対策事業実施計画（兼実績報告）<br>（第1の1の（3）関係） | 別紙様式2 |

## 第5 その他

### 1 事業の着手

事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合には、発災日以降であれば、交付決定前に着手することができる。この場合にあつては、支援内容及び支援対象者ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

### 2 農業共済組合等への情報提供

事業実施者及び産地協議会は、第1の5における支援対象者の意向等について取りまとめの上、農業共済組合等から照会があつた場合は、必要最小限の範囲で、支援対象者の氏名、住所等の提供を行うこととする。

(別表)

第1の1の取組に係る補助率等は、以下のとおりとする。

| 補助対象となる取組                       | 補助対象経費  | 補助率                       |                   |
|---------------------------------|---|---------------------------|-------------------|
| 1 改植・新植及び幼木の管理                  | 次の(1)、(2)及び(3)に係る改植を行うために必要な伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費、支柱費等の経費 |                           |                   |
|                                 | (1)慣行樹形等への改植  | ア うんしゅうみかん等のかんきつ類         | 定額 (23万円/10a 以内)  |
|                                 |   | イ りんごのわい化栽培、ぶどう(加工用)の垣根栽培 | 定額 (33万円/10a 以内)  |
|                                 |   | ウ その他の主要果樹(注1)            | 定額 (17万円/10a 以内)  |
|                                 |   | エ ア～ウのいずれにも該当しない慣行樹形等     | 1/2 以内            |
|                                 | (2)漸進更新(注2)   | ア うんしゅうみかん等のかんきつ類         | 定額 (21万円/10a 以内)  |
|                                 |   | イ りんごのわい化栽培、ぶどう(加工用)の垣根栽培 | 定額 (32万円/10a 以内)  |
|                                 |   | イ アを除く主要果樹                | 定額 (15万円/10a 以内)  |
|                                 |   | エ ア～ウのいずれにも該当しない果樹        | 1/2 以内            |
|                                 | (3)省力樹形への改植(注3)   | ア 根域制限栽培(うんしゅうみかん等のかんきつ類) | 定額 (111万円/10a 以内) |
|                                 |   | イ 根域制限栽培(ぶどう、なし、もも等)      | 定額 (100万円/10a 以内) |
|                                 |   | ウ 超高密植(トールスピンドル)栽培(りんご)   | 定額 (73万円/10a 以内)  |
|                                 |   | エ 高密植低樹高(新わい化)栽培(りんご)     | 定額 (53万円/10a 以内)  |
|                                 |   | オ ジョイント栽培(なし、もも、すもも、かき等)  | 定額 (33万円/10a 以内)  |
|                                 |   | カ 朝日ロンバス方式(りんご)           | 定額 (33万円/10a 以内)  |
| キ V字ジョイント栽培(なし、りんご、もも、おうとう、かき等) |   | 定額 (73万円/10a 以内)          |                   |
| ク ア～キのいずれにも該当しない省力樹形            |   | 1/2 以内                    |                   |
|                                 | 改植に伴う幼木の管理の取組に必要な経費(注4)   | 定額 (22万円/10a 以内)          |                   |
| 2 改植までの病害まん延防止に向けた取組            | ア 罹病した枝の除去や処分、地域ぐるみでの薬剤散布に係る作業労賃                                  | 定額 (2.5万円/10a 以内)         |                   |
|                                 | イ 被害が生じた園地における被害樹体の伐採、抜根、撤去に係る作業労賃                                | 定額 (3.1万円/10a 以内)         |                   |
| 3 苗木の迅速かつ円滑な供給に向けた大苗育苗の取組       | 大苗の育苗に必要なほ場借料、かん水設備、整地費、土壌改良費等の経費                                 | 定額 (上限40万円/協議会等)          |                   |

注1：主要果樹とは、うんしゅうみかん等のかんきつ類、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。

注2：被災樹体を活用しながら、園地を更新する取組をいう。

注3：省力樹形とは、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の(1)又は(2)の要件を満たすものをいう。

(1) 10a当たり労働時間について、慣行栽培と比較して10%以上縮減できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

(2) 10a当たり収量について、慣行栽培と比較して10%以上増加できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

注4：自然災害特例として、同一品種への改植、被災樹体ごとの1本単位での改植も可能。

注5：事業における幼木の管理期間は改植・新植実施年を含む5年間とし、そのうち支援対象期間は改植・新植実施年を除いた4年間とする。ただし、第1の4の(2)のウの場合にあっては、農地中間管理機構による保全管理が行われた年数その他事業実施主体が特に必要と認めた年数を減らすことができる。



### 3 被災の状況等

| 被災品目名     | 園地の状態                                 | 被災の状況と事業の実施方針  | 面積   |           | 備考 |
|-----------|---------------------------------------|--|------|-----------|----|
|           |                                       |  | 面積   | 園地数       |    |
| 例)<br>りんご | 大雪被害の影響により枝折れ・幹折れ等が発生した園地             | 例) △△地区では、大雪被害に伴う枝折れ等による病害の発生が見られ、被災した園地の周辺の園地においても、病害のまん延が懸念されるため、地域ぐるみでの薬剤散布が急務。 | ○○ha | ○○○<br>園地 |    |
|           |                                       |  |      |           |    |
|           | 計                                     |  |      |           |    |
| 例)<br>りんご | 大雪被害の影響により甚大な枝折れや幹折れが発生し、樹体の伐採等が必要な園地 | 例) ▲▲地区では、大雪被害に伴う樹体の枝折れ・幹折れ等が発生しており、営農再開に向けて早急な被災樹体の伐採、抜根等が必要。                     | ●●ha | ●●●<br>園地 |    |
|           |                                       |  |      |           |    |
|           | 計                                     |  |      |           |    |
| 合計        | 大雪被害の影響により薬剤散布が必要な園地                  |  |      |           |    |
|           | 大雪被害の影響により伐採・抜根等が必要な園地                |  |      |           |    |
|           | 計                                     |  |      |           |    |

注： 被害状況については、どのような被害があって、園地がどのような状態（枝折れや倒木が甚大、樹勢低下が著しい等）か分かるよう記載すること。

4 取組内容等

(1) 薬剤散布

| 対象品目名 | 対象面積<br>(被災面積) | 補助金額<br>(対象面積×<br>2.5万円/10a) | 備考 |
|-------|----------------|------------------------------|----|
|       | ha             | 円                            |    |
|       |                |                              |    |
|       |                |                              |    |
| 計     |                |                              |    |

注： 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること（以下同じ）。

(2) 伐採・伐根・撤去

| 対象品目名 | 対象面積<br>(被災面積) | 補助金額<br>(対象面積×<br>3.1万円/10a) | 備考 |
|-------|----------------|------------------------------|----|
|       | ha             | 円                            |    |
|       |                |                              |    |
|       |                |                              |    |
| 計     |                |                              |    |

5 事業の完了予定（又は完了）年月日

年 月 日

6 添付書類

- (1) 被災証明書等自然災害による被害、対策等が確認できる資料
- (2) 事業内容ごとに圃地の所在地、取組が必要な理由、取組内容等が確認できる作業日誌等の資料（別紙様式1 別添）
- (3) 交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料
- (4) その他、事業実施主体及び事業実施者が必要と認める書類

別紙様式1 別添

果樹産地再生支援対策に係る補助対象園地と実施する対策一覧(病害まん延防止、樹体の伐採・抜根・撤去)

1 薬剤散布

| No. | 被災日  | 園地所在地        | 面積<br>(㎡) | 品目  | 園地の状況<br>(具体的に記入)   | 補助事業により行う対策          |                 | 備考 |
|-----|------|--------------|-----------|-----|---|----------------------|-----------------|----|
|     |      |              |           |     |   | 取組内容                 | 取組期間            |    |
| 例)  | ○月○日 | △△市□□3-78-30 |           | りんご | 大雪被害による枝折れ等の影響により、枝の罹病が見られ、被災した園地の周辺の園地においても、病害のまん延が懸念されるため、地域ぐるみでの薬剤散布が急務。 | 枝の除去・処分や地域ぐるみでの薬剤散布等 | ○月○～○日<br>(○日間) |    |
|     |      |              |           |     |   |                      |                 |    |

注1: 園地ごとに1行作成してください。  
 注2: 園地の状況の欄に、補助を受ける園地の状態を具体的に記載してください。  
 注3: 必要に応じて、改植を行う園地で実施する場合も補助対象となります。  
 注4: 事業を実施する園地の写真等を添付してください。

2 伐採・伐根・撤去

| No. | 被災日  | 園地所在地        | 面積<br>(㎡) | 品目  | 園地の状況<br>(具体的に記入)                                    | 補助事業により行う対策   |                 | 備考 |
|-----|------|--------------|-----------|-----|--|---------------|-----------------|----|
|     |      |              |           |     |  | 取組内容          | 取組期間            |    |
| 例)  | ○月○日 | △△市□□3-78-30 |           | りんご | 大雪被害に伴う樹体の枝折れ・幹折れ等が発生しており、営農再開に向けて早急な被災樹体の伐採、抜根等が必要。 | 被災樹体の伐採・伐根・撤去 | ○月○～○日<br>(○日間) |    |
|     |      |              |           |     |  |               |                 |    |

注1: 園地ごとに1行作成してください。  
 注2: 園地の状況の欄に、補助を受ける園地の状態を具体的に記載してください。  
 注3: 取組内容については、通常の栽培では行わない、樹勢回復のための剪定、全摘果等が対象となります。通常の栽培で行う剪定や摘果は対象なりません。  
 注4: 事業を実施する園地の写真等を添付してください。

3 その他

交付決定前に着手している場合には、備考欄に着手年月日を記載してください。

別紙様式2

〇〇年度 果樹産地再生支援対策事業実施計画（兼実績報告）  
（第1の1の（3）関係）（苗木の迅速かつ円滑な供給に向けた大苗育苗の取組）

自然災害名： \_\_\_\_\_

事業実施者名： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

1 事業計画総括表

| 事業種目名    | 事業内容 | 事業量 | 事業費 | 補助金 | 備考 |
|----------|------|-----|-----|-----|----|
| 大苗育苗ほの設置 |      |     | 円   | 円   |    |
|          |      |     | 円   | 円   |    |
|          |      |     | 円   | 円   |    |
|          |      |     | 円   | 円   |    |
| 合 計      |      |     | 円   | 円   |    |

## 2 事業の内容

### 大苗育苗ほの設置

#### ・現状の状況

(問題点・課題を含めて記入すること。)

#### ・目指すべき目標

(いつまでにどのような目標を達成するのか具体的に記入すること。)

### (1)大苗育苗ほの活用見込み

| 設置場所 | 設置面積           | 品目(品種: )   | 育苗する本数 | 管理主体 | 苗の配布(予定)農家数 | 管理主体 |
|------|----------------|------------|--------|------|-------------|------|
|      | m <sup>2</sup> | ( )<br>( ) | 本      |      | 戸           |      |

## 3 添付資料

実績報告の際には、事業の実施状況が分かる資料を添付すること。